

住民監査請求監査結果

「門川町次期衛生センター工事に係る埋設物撤去工事」に関する監査請求

第1 請求の受付

【1】 請求人

1名（住所、氏名は省略）

【2】 請求書の提出

請求書は、令和8年1月5日に提出され、同日に受け付けた。

【3】 請求の内容（原文のまま記載：但し、分かり易くするために番号等を付した）

住民監査請求書

地方自治法第242条第1項に基づき、住民として請求する

1 請求の趣旨

門川町が実施した「門川町次期衛生センター工事に係る埋設物撤去工事」について、担当課が算出した追加工事費に著しく不当な公金支出及び財産管理の怠慢が認められるため、地方自治法第242条第1項の規定に基づき必要な監査を行い、違法・不当な支出の是正及び損害回復の措置を講ずることを求める。

2 対象となる財務会計行為

1. 工事名

門川町次期衛生センター工事（これに付随する埋設物撤去工事）

2. 内容

本体工事施工中に発生したとされる埋設物の撤去処理に係る工事及びその支出

3. 支出予定額

【3, 440万8千円】

4. 支出時期 令和7年3月25日出来形調査

【令和7年5月】上記予定額のうち一部2, 089万円支払

5. 支出命令権者 門川町長

3 請求の相手方 門川町長 山室浩二 殿（契約権限者）

4 事実の概要

本件工事予定地は、過去に【旧汚水処理施設跡地】として使用されていた土地であり、地下にコンクリート塊等の埋設物が存在する可能性は、設計及び発注段階において十分に予見可能であった。

しかしながら、門川町は、本体工事の設計・発注に際し、埋設物の存在を把握するための十分な事前調査（地歴調査、試掘調査、地中レーダ探査等）を行ったが過去に撤去しているなどと判断（副町長発言）、その結果、工事着手後に「想定外の埋設物」が存在するとして、別途、埋設物撤去工事を実施し、公金を支出した。

5 違法又は不当とする理由

① 事前調査義務違反

公共工事においては、発注者は設計段階で必要な調査を行い、施工条件を的確に把握した上で発注すべき義務がある。本件では、埋設物の存在が予見可能であったにもかかわらず、十分な経費、必要な探査技術、最低必要限の試掘などの事前調査を十分に行わずに工事を発注しており、これは発注者としての注意義務を著しく欠いている。

② 実質的な設計不備による追加支出

埋設物撤去工事は、本来であれば当初設計に含めるべきものであり、後から「想定外」として追加工事扱いは、設計不備を町が自らの負担で補填したものにほかならない。このような支出は、地方自治法第232条の2に定める「必要性・相当性」を欠く不当な公金支出である。

③ 契約及び積算の妥当性にも疑問がある

埋設物撤去工事について、契約方法（随意契約の有無）、数量算定の根拠、単価の妥当性、出来高及び写真管理が十分に確認されておらず、過大支出又は架空・水増し数量の疑いを否定できない。

④ 損害賠償を怠っている事実

仮に埋設物の存在が想定外であったとしても、それは設計者又は調査業務の不十分さに起因するものであり、門川町は、設計者に対し、損害賠償請求を検討・実施すべき立場にある。しかし、現時点において、門川町がそのような請求を行った事実は確認できず、これは地方自治法第242条第1項にいう**「財産の管理を怠っている事実」**に該当する。

⑤ 門川町に生じた損害

本件埋設物撤去に係る支出は、本来不要であった。又は第三者にさせるべき

ものであり、門川町に対し、少なくとも当該支出額相当の財政的損害を生じさせている。

6 求める措置

よって、監査委員に対し、次の措置を求める。

1. 本件埋設物撤去工事に係る支出の適法性・妥当性の監査
2. 監査委員に加え、信頼できる専門知識を持つ第三者による調査報告
3. 違法又は不当な支出が認められた場合の返還その他是正措置
4. 関係職員及び設計業者等に対する損害賠償請求の検討及び実施
5. 同種事案を防止するための再発防止策の策定及び公表

7 証拠資料

1. 次期衛生センター建設工事 発注仕様書（写し）
2. 埋設物撤去工事に係る契約書・設計書（写し）
3. 埋設物事前調査資料（写し）
4. 出来形検査調書（写し）
5. その他 関連資料

以上

【4】請求の要件審査

本請求については、請求内容の審査の結果、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の法的要件を備えているものと認め、令和8年1月19日に受理した。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

本件住民監査請求は、門川町が実施している次期衛生センター建設工事において、工事施工中に判明した地下埋設物の撤去等に係る追加工事に関して、担当課が算出した追加工事費に著しく不当な公金支出及び財産管理の怠慢が認められると主張し、法第242条第1項に基づき是正を求めるものである。

請求人は、以下の点をその理由として挙げている。

- ① 事前調査義務違反
- ② 実質的な設計不備による追加支出
- ③ 契約及び積算の妥当性への疑義
- ④ 損害賠償を怠っている事実
- ⑤ 門川町に生じた損害

請求内容を精査した結果、監査の対象事項として、以下のとおり判断した。

(1) 監査対象事項として認める部分

門川町次期衛生センター建設工事における追加工事（埋設物撤去工事）に係る変更契約、設計変更内容、設計積算金額、支出の妥当性及び損害発生の有無

(2) 監査対象事項として認められない部分

法第 242 条第 2 項において、「当該行為のあつた日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これを行うことができない。」と定められている。

請求人が主張する事前調査に関する本件委託契約は、令和 4 年 7 月 25 日付けで締結されており、法第 242 条第 2 項の 1 年期間を経過しているため、請求人が違法又は不当とする理由①については、監査対象としない。

ただし、事前調査に関する本件委託契約は、監査対象外とするが、追加工事の必要性判断に必要不可欠な範囲に限り、事実関係の確認を行うものとする。

これは監査対象外部分について、違法性又は不当性を判断するものではなく、あくまで監査対象事項の判断に必要な事実確認にとどまるものである。（監査委員は、法第 242 条第 2 項の期間制限を超える行為について、その違法性・不当性を判断する権限を有しない。）

2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第 242 条第 7 項の規定に基づき令和 8 年 2 月 10 日に証拠提出及び陳述の機会を設けたところ、下記のとおり追加証拠資料を提出した。

1. 住民監査請求に関する補充意見書
2. 工事請負仮契約書鑑（写し） 事項名：門川町次期衛生センター（仮称）建設工事
3. 工事請負変更仮契約書鑑（写し） 事項名：門川町次期衛生センター（仮称）建設工事
4. 土木設計等委託契約書鑑（写し） 事項名：令和 4 年度 門川町衛生センター更新における測量・調査業務
5. 廃棄物処理施設財産処分承認申請書一部抜粋（写し）

3 監査の対象課

門川町環境水道課を対象とした。

4 監査の方法

監査に当たっては、対象課から提出された関係書類の調査を行うとともに、令和 8 年 1 月 28 日、2 月 2 日、2 月 16 日及び 2 月 20 日に、関係職員から事情聴取及び現地調査を実施した。

5 監査の期間

令和8年1月6日から令和8年3月6日まで

第3 事実関係の確認

関係職員の事情聴取及び関係書類の調査により確認した主な事項は、次のとおりである。

1 関係書類

- ①門川町次期衛生センター(仮称)建設工事契約書類一式
- ②門川町次期衛生センター(仮称)建設工事 発注仕様書
- ③門川町次期衛生センター(仮称)建設工事 プロポーザル実施要領
- ④プロポーザル実施要領書類に関する質疑回答書

【参考書類】

- ⑤令和4年度門川町衛生センター更新における測量・調査業務契約書類一式
- ⑥報告書一式
- ⑦廃棄物処理施設財産処分承認申請書一式
- ⑧廃棄物処理施設整備費国庫補助金事業実績報告書一式
- ⑨その他 関連資料

2 次期衛生センター建設工事経緯について

令和4年		
7月25日	更新における測量・調査業務契約締結	【契約額】16,368,000円
令和5年		
2月27日	更新における測量・調査業務変更契約締結	【変更契約額】16,276,432円
5月8日	プロポーザル募集公告	
令和6年		
1月12日	予算執行伺(当初契約分)	【設計額】3,806,000,000円
1月17日	プロポーザル選定委員会(技術ヒアリング)	
1月19日	優先交渉者決定	
1月22日	見積通知	
1月30日	開札	【入札額】3,509,000,000円
2月8日	工事請負仮契約書締結	【仮契約額】3,509,000,000円
3月11日	令和6年門川町議会第1回定例会(工事請負契約本契約)	【契約額】3,509,000,000円
12月9日	地下埋設物確認	

12月23日	補正予算専決処分	【専決予算額(増額分)】37,321,000円
12月25日	予算執行伺(変更)	【設計額(増額分)】37,320,800円
12月27日	工事請負変更仮契約書締結	【仮契約額】3,543,408,000円
令和7年		
1月6日	議会運営委員会	
1月9日	令和7年門川町議会第1回臨時会 (工事請負変更契約本契約)	【変更契約額】3,543,408,000円
1月10日	建設工事事業再開(重機搬入)	
1月14日	地下埋設物撤去開始	
1月24日	地下埋設物撤去完了	
2月17日	敷鉄板敷設開始	
2月22日	敷鉄板敷設完了	
3月25日	出来形検査	【R6年度出来高】54,428,000円
4月26日	請求書受領	
5月9日	令和6年度分支払	【R6年度支払額】48,983,000円

第4 監査の結果

本請求については、理由がないものと認め、これを棄却する。
以下、その理由を述べる。

監査の対象事項について

監査対象事項については、次の観点から監査を行った。

- ① 変更契約理由の妥当性
- ② 設計変更内容の妥当性
- ③ 設計積算金額の妥当性
- ④ 支出の妥当性
- ⑤ 損害発生の有無

監査の方法として、環境水道課の説明を受け、職員への聞き取りを通じて本件概要を整理した後、上記に関連する資料の提出を求め、内容の精査を行った。

監査を行った結果については、各項目以下のとおりとする。

① 変更契約理由の妥当性

まず、町が示す変更理由は、「建設工事着手前の準備工として掘削作業を施工中に当初設計で見込んでいなかった旧し尿処理施設等基礎部分の埋設物が判明し、当該箇所の解

体撤去等工事が発生したため」である。したがって、変更契約理由の妥当性を監査するにあたり、町が当初設計を行う際に実施した事前調査内容等について、以下のとおり確認した。

- 当時の旧し尿処理施設解体撤去時における状況写真には、各構造物の基礎を掘り上げている工程が複数確認でき、部分撤去ではなく、構造物全体の撤去が行われたことを推測させる資料等を確認した。
- 旧し尿処理施設に係る廃棄物処理施設財産処分承認申請書には、処分後の措置として「全面撤去し埋立地へ運搬を行い、跡地は環境整備を計る。」との記載があり、撤去工事においては基礎部分を含めた構造物の撤去が実施されたことが推測される資料等を確認した。
- 令和4年度に実施された「門川町衛生センター更新における測量・調査業務」において、事前に収集した情報や既存資料などを基に調査方法及び範囲の検討を行い、地中レーダ探査を用いた調査を実施している。地中レーダ探査は、他自治体の同種工事においても一般的に採用されている調査手法であり、一定の技術的限界(地質条件や埋設物の材質による反応の差異)があるが、当該調査では敷地全域を対象として深度 1.5mから 2.5 mまで調査が行われていることを確認した。また、地中レーダ探査を実施したのち、反応が確認された代表箇所にて試掘を実施したが、その調査結果では、旧し尿処理施設の基礎等に該当する反応は無かったとの報告を確認した。
- 調査業務においては、地中レーダ探査の結果、地下構造物などの大きな反応はなく、異常反応が存在しなかったことから、追加の試掘調査を行う合理的必要性は認められなかった。試掘調査は、一般的に地中レーダ探査等で異常反応が確認された場合に実施される補完調査であり、異常反応がない段階で試掘を行うことは、費用対効果の観点からも通常は採用されない。
- 当初、事業者選定の際に、町が示す発注仕様書において、「建設予定地内に地中埋設物があるため、受注者の責任において工事に支障のないように適切に処理する。」とあるが、ここで示す地中埋設物には、旧し尿処理施設基礎部分に該当する構造物は含まれていないことを確認した。

また、町がプロポーザル実施要領書に関する質疑回答書において、「発注図書に明示されておらず事業者が予期することのできない地中障害物(埋設物)や土壤汚染が発覚した場合、対応に費やした工期については、延長していただき、対応に費やした費用については、別途清算いただけるものと考えてよろしいでしょうか。」との質問に対し、「費用についてはお見込みのとおりです。工期については別途協議します。」と回答していることを確認した。

以上の情報及び調査結果を基に、令和6年3月11日に締結した当初契約において、今回確認された地中埋設物の撤去等に関する費用は計上されていないことを確認した。

これらの事実関係から、町は当初設計段階において、既存資料の確認、関係者への聞き取り、撤去記録の検証、地中レーダ探査の実施など、公共工事の発注者として通常求められる調査手続きを段階的に踏んでいることが確認できる。そのため、今回の本体工事に係る変更契約については、門川町工事請負契約約款第18条及び第19条に基づき、当初設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたものと判断し、設計図書の変更等を行ったもので、ここに違法性又は不当性は認められず、①変更契約理由の妥当性を確認した。

② 設計変更内容の妥当性

設計変更内容について、設計書、出来高調書、施工写真(現地確認含む)等を基に、工事範囲・設計数量・設計項目の妥当性を確認した。

まず、今回の変更契約に係る追加工事は、本体工事の施工に直接影響を及ぼす地下構造物の撤去を目的とするものであり、当該埋設物を除去しなければ基礎工事・躯体工事等の主要工程に着手することができず、本体工事と不可分一体の性質を有する工事であることが確認できた。

次に、設計変更における数量算定について、以下の点を確認した。

○撤去対象範囲の特定

施工者が提出した位置図、確認写真、監督職員の立会記録が一致しており、撤去対象範囲が明確に特定されている。

○数量算定の合理性

撤去対象とするコンクリート基礎等の体積は、現地計測値等に基づき算定されている。

○附帯工事の必要性

埋設物撤去後の地盤状況に応じて、敷鉄板敷設、埋め戻し、転圧、砕石敷き等の補助工事が必要となるが、これらは本体工事の安全性確保及び工程維持のため必要不可欠な内容であり、追加計上された項目は、いずれも埋設物撤去に伴い直接的に必要となったものである。

さらに、設計変更に伴う費用の算定について、次のとおり確認した。

○積算は「土木工事標準積算基準」に基づき実施されている。

単価設定、歩掛、諸経費等について、基準に照らして不合理な点は認められない。

○施工写真・出来高管理の整合性

施工者が提出した写真及び産業廃棄物(マニフェスト)管理台帳と出来高調書の記載内容が一致しており、数量の過大計上や架空・水増し計上を疑わせる事実は認められない。

以上のとおり、設計変更内容は、埋設物撤去に伴い不可避免的に発生した作業内容を適切

に反映したものであり、工事範囲・設計数量・設計項目のいずれについても、技術的・実務的観点から違法性又は不当性は認められず、②設計変更内容の妥当性を確認した。

③ 設計金額の妥当性

設計金額については、提出された設計書、積算内訳書、施工写真(現場確認含む)等を基に監査を実施した。その結果、以下の点が確認された。

- 積算は「土木工事標準積算基準」に基づき実施されており、単価設定、歩掛、諸経費等について、不合理な点は認められない。
- 撤去対象とするコンクリート基礎等の体積は、現地計測値等に基づき算定されている。
- 共通仮設費、現場管理費、一般管理費等についても、積算基準に基づき算定されており、過大な計上は認められない。

以上のとおり、設計金額は標準的な積算手法に基づき算定されており、数量・単価・諸経費等のいずれについても違法性又は不当性は認められず、③設計金額の妥当性を確認した。

④ 支出の妥当性

支出については、契約書、出来高調書、施工写真(現場確認含む)等を基に監査を実施した。その結果、以下の点が確認された。

- 出来高調書に記載された数量は、現地確認及び施工写真と一致しており、過大計上や架空・水増し計上を疑わせる事実は認められない。
- 埋設物撤去等工事は、契約約款に基づく設計変更手続きを経て変更契約の締結を実施しており、支出は契約内容に基づき行われている。
- 支払手続きの適正性
支払は、地方自治法及び関係法令に基づく適正な手続きが実施されている。

以上のとおり、本件支出は、契約約款、法令、会計手続きに基づき適正に実施されたものであり、違法又は不当な支出は認められず、④支出の妥当性を確認した。

⑤ 損害発生の有無

損害発生の有無については、埋設物撤去等工事の必要性、費用負担の性質、事前調査の限界等を踏まえて監査を実施した。その結果、以下の点が確認された。

- 地下埋設物が残存していた場合、基礎工事等の主要工程に着手できず、工事全体の進行に重大な支障をきたすため、撤去工事は不可避である。
- 仮に埋設物が事前調査で確認されていた場合でも、その撤去費用は本来、本事業の遂

行に必要不可欠な経費として当初設計段階で積算に計上されるべき性質のものであり、最終的な費用負担者は町であると推測されるが、追加工事となることで町に余分な支出(損害)が生じたと認めるべき客観的資料は確認できなかった。

また、当該敷地は、現にし尿処理施設として稼働しており、広範囲にわたる試掘調査を実施した場合、施設運営に重大な支障を生じる恐れがあった。そのため、事前調査においては、施設稼働への影響が最も少なく、かつ一般的に採用されている地中レーダ探査を中心とした手法を選択したものであり、調査方法についても合理性が認められる。

○調査業務は契約内容に基づき適正に履行されており、地中レーダ探査の技術的限界や前述の旧し尿処理施設撤去記録の内容を踏まえると、業者の過失を裏付ける客観的資料は確認できなかった。

○埋設物撤去工事は本体工事と不可分一体の作業であり、別業者による施工は安全管理・工程管理・費用面で非効率となるため、分離発注を行わなかったことが損害を生じさせたとは認められない。

以上のとおり、⑤損害発生の有無については、損害が発生したと認めるに足る客観的資料は確認できなかった。

次に、請求人が違法又は不当とする理由で挙げている①から⑤についても、以下のとおり整理した。

① 事前調査義務違反

事前調査義務違反については、監査対象事項には該当しないため、監査は実施しない。

ただし、監査対象事項の①変更契約理由の妥当性で述べたとおり、町は事業に必要な事前調査を実施したうえで、当初契約及び変更契約を行い、議会の議決も得ていることを確認した。

② 実質的な設計不備による追加支出

請求人は、本来当初設計に含めるべき内容であり、追加工事扱いとしたことは必要性・相当性を欠くと主張している。しかしながら、本件埋設物は当初設計時点では把握できず、当初設計に反映することは不可能であったと認められる。工事施工中に新たに判明した事象に対応するため、設計変更及び追加工事として処理することは、契約約款及び公共工事の実務に照らし、適正かつ通常に対応である。よって、本件追加工事をもって設計不備による不当な公金支出と評することはできない。

③ 契約及び積算の妥当性への疑義

請求人は、過大支出や架空・水増し数量の疑いを否定できないと主張している。

しかし、本件追加工事は、契約約款に基づく設計変更として実施しており、国土交通省が

示す「土木工事標準積算基準書」により適正な積算・設計を実施していることも認められ、数量についても、現地確認、出来高管理、施工写真等により客観的に確認している。

本請求には、具体的な数量誤りや単価算定の不合理な点の指摘は無く、請求人の主張に止まっていると解するが、監査の結果、契約及び積算の妥当性についての疑義はなく、違法又は不当な公金支出には当たらないと判断した。

④ 損害賠償請求を怠っている事実

請求人は、埋設物を把握できなかったことについて、設計業者及び調査業者に対し、損害賠償を検討・実施すべきと主張している。

しかし、調査業務は契約内容に基づき適正に履行されており、調査範囲や技術的境界を踏まえると、当該業者に過失があったと認定するに足る客観的資料は確認できなかった。現時点で、損害賠償請求権の発生を裏付ける資料は確認できず、町が請求を行わなかったことが財産管理の怠慢に当たるとは判断できない。

⑤ 門川町に損害が生じていること

請求人は、追加工事に係る支出は不要であった、又は第三者に工事を負担させるべきであり、門川町に当該支出額相当の財政的損害を生じさせていると主張している。

しかし、④で述べたとおり設計業者及び調査業者に過失があったと認定するに足る客観的資料は確認できず、また、当該追加工事により町に財政的損害が生じたと認めることもできなかった。さらに、②で述べたとおり当該追加工事の処理が適正かつ通常の公金支出であったと認めた以上、門川町に損害が発生したとまでは認められない。

また、本事業においては、調査設計から工事発注、施工管理等の一連の工程の中で、地中埋設物調査方法の選択、設計変更の要否判断、積算方法の選択等は、いずれも高度な専門技術的判断を要する事項であり、行政庁には広い裁量が認められている領域であると推察される。裁量権の逸脱・濫用が認められるためには、社会通念に照らして著しく合理性を欠く場合に限られるところ、本件においてそのような事実は認められない。

以上のとおり、本件追加工事は、契約約款及び関係法令等に基づき適正に実施されたものであり、町長の判断が著しく合理性を欠くとは認められない。また、請求人が主張する違法又は不当性についても、いずれも具体的根拠を欠き、採用することはできず、監査委員として措置を講ずべき事由は認められない。

したがって、本件住民監査請求については、理由がないものと判断する。

第 5 付記

監査結果は以上のとおりである。なお、本件監査の過程において把握した事項に基づき、以下の点について付言する。

本件請求において請求人が提起した地下埋設物への対応や公金支出の透明性確保という視点は、町民の財産を守るという観点から極めて重要な意義を有しており、その熱意については真摯に受け止めるべきものである。本件事業は町にとって極めて重要な事業であり、町民の関心も高い。町当局においては、今後も事業の完成に向け、適切な工程管理を行うとともに、町民に対し適切な時期に工事進捗等の情報提供を行い、より一層丁寧な説明に努められたい。

また、請求人は陳述の機会を含め本件請求の全般において、形式的な監査ではなく実質的な監査を求められたが、法が定める住民監査請求において調査方法の選択は、監査委員の裁量に委ねられると考える。本件においては、契約書類、設計積算資料、施工写真等の客観的資料を多角的に検証し、加えて関係職員からの聴取により事実関係を十分に把握することができた。これらの資料と法令に基づき、監査委員として独立した立場から総合的に判断し、結論を導いたものである。

監査委員としては、今後とも法令に基づく独立性を保持しつつ、厳正かつ中立公正な立場から、公金の使途の適正性確保に努めていく所存であることを付記する。